

お得な国民年金保険料の 2年前納（口座振替）が始まります

国民年金には、保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。平成26年4月から、割引額が2年間で14,000円程度となる大変お得な「2年前納（口座振替）」が始まります。

○2年前納は口座振替のみご利用が可能です。

○お申込み期限は毎年2月末までです。

詳しくは岐阜南年金事務所へお問い合わせください。

平成25年分公的年金等の源泉徴収票を交付しました

平成25年中に厚生年金保険、国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた方に、平成25年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする『平成25年分公的年金等の源泉徴収票』を日本年金機構から郵送しました。

公的年金等の源泉徴収票は、所得税の確定申告の際の添付書類として必要となりますので、大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失されたときの再交付の受付は「ねんきんダイヤル」で行っています。ご本人の基礎年金番号、氏名、住所、生年月日と電話をおかけになった方の氏名、ご本人との続柄、電話番号を確認させていただき、日本年金機構に登録されているご本人の住所へ郵送します。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

教育委員会だより

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

ちょっとした朝の出来事

岐阜県で、1年間に100人を超える人が、交通事故によって尊い命を落としています。人身事故件数も8千件を超え、いつどこで、誰に対して起きても不思議ではありません。また、小中学生が被害者ではなく、自転車などによって加害者になり、損害賠償を請求される事例も出てきています。

こういった状況から、平成25年12月1日から道路交通法の一部を改正する法律が施行され、自転車などの軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られることになりました。このように、私たちが安全に生活するためにさまざまな規則が厳罰化されていく流れは否定できません。

先日、通勤する時の出来事です。集団登校中の小学生が、横断歩道を渡ろうとしている場面に出会いました。朝の通勤時ですので、車はなかなか止まってくれません。小学生たちは、横断歩道を渡ることができる瞬間をずっ

と待っていました。ちょうど、私が横断歩道手前にさしかかろうとした時、前方から来た車が一旦停止をしました。こちらもそれに合わせて一旦停止しました。最初に、集団登校の先頭の児童が左右を確認し横断します。横断し終わると、再度左右を確認してから低学年の児童を安全に渡していきます。最後の児童は車のことも考え、足早に横断歩道を渡ります。上級生が下級生の安全を考えて行動する姿を見て、とても頼もしく感じました。しかし、この話にはまだ続きがあります。全員が渡り終わった時、最後に横断歩道を渡った児童が止まっていた車の両運転手に向かって、深々と頭を下げてくれました。

岐阜県では、子どもの交通事故防止のために「子ども自らが自動車ドライバーとの“アイコンタクト”で安全を確認する」となっています。つまり、規則を守ることはもちろん大切ですが、「お互いの心も通わせなさい」と言われているように思います。

今回の朝の出来事から、子どもの姿を通して、大人も学んでいくことが大切であることを再認識させられました。そして何より、子どもたちから温かい心ももらい、とてもすがすがしい気分で一日を過ごすことができました。